

燃料デブリの放射線特性解析システムの開発・整備・管理に係る  
労働者派遣契約

仕様書

令和8年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター

廃炉マネジメントグループ

## 1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）福島廃炉安全工学研究所 廃炉環境国際共同研究センター 廃炉マネジメントグループが実施する、燃料デブリの放射線特性解析システムの開発・整備・管理業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

## 2. 業務内容

- (1) 放射線特性解析システムの運用・管理・整備および関連する事務業務
  - 次に係る放射線特性解析システムの運用・管理・整備業務
  - ① PC クラスタサーバの構築・環境整備業務
  - ② PC クラスタサーバ運用・保守および安定稼働維持業務
  - ③ 利用者対応および運用支援業務
  - ④ 運用状況報告・会議対応および関連資料作成業務
  - ⑤ システム開発および運営支援に関する事務業務
  - ⑥ 設備管理および情報セキュリティ対応業務
- (2) 燃料デブリの放射線特性解析業務
  - ① 放射線特性評価および粒子輸送解析業務
  - ② 研究成果整理・報告支援業務
- (3) 燃料デブリおよび関連技術情報調査業務
  - ① 福島第一原子力発電所及び燃料デブリに関する情報収集・調査業務

## 3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

### (1) 派遣労働者の基本的要件

- ① Microsoft Word・Excel・PowerPoint により書類作成・印刷等の操作ができる。  
Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフ作成を行うことができる。
- ② Microsoft Edge 等のブラウザにより、日本語または英語の Web ページの閲覧ができる、記載されている Web ページを検索し、業務に必要な情報を入手できる。
- ③ Adobe Acrobat により PDF ファイルの閲覧、編集、印刷等の操作ができる。

### (2) 技術的要件

- ・クラスタサーバの構築または運用保守業務経験を有すること。
- ・放射線に関する基礎知識を有していること。
- ・PHITS または MCNP 等の世界的に広く利用されている放射線輸送モンテカルロ法コードを用いた放射線特性解析の経験があり、これらの入出力ファイルを理解できる専門知識を有すること。
- ・UNIX 系システムの計算機において、Python 等のスクリプト言語を用いてサーバ及びプログラムの保守・整備を行えること。
- ・情報処理技術者相当の資格を有していること。
- ・派遣元で、情報セキュリティに関する教育・訓練を受講した実績を有していること。

### (3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・指示された作業の計画の作成を的確に行える。
- ・プログラム設計に基づき、プログラム仕様書が作成できる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

福島廃炉安全工学研究所 廃炉環境国際共同研究センター 廃炉マネジメントグループ

5. 就業場所

(住所) 福島県双葉郡富岡町本岡字王塚 790 番地の 1

日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター 国際共同研究棟

TEL : 0240-21-3530

その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、この場所は、国が指定する帰還困難区域、居住制限区域の範囲となる場合がある。この場合、区域に応じた災害応急手当等手当を契約書別紙に基づき支払う。

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター

廃炉マネジメントグループリーダー

TEL : 0240-21-3530

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8 時 30 分から 17 時まで

(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

運営管理部 労務課 副主幹

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類 (部数: 次の提出先に各1部、提出先: 「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 労働者派遣事業許可証 (写) (契約後)
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書 (写) (契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号 (契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書 (契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類 (契約後及び変更の都度速やかに) ※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。  
なお、出張及び外勤にあたり、当機構所有の車両を派遣労働者が運転することがある。
- (2) 当機構の業務の都合により学会等への参加を命ずることがある。この場合の学会等参加費については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (3) 廃炉環境国際共同研究センターに従事している際に、非常事態が発生した場合は、指揮命令者の指示に従うものとする。
- (4) 本作業は、帰還困難区域となる場合があるため、その場合には特殊勤務手当を従事者に支給すること。
- (5) 受注者は、本作業に従事する作業員に労働条件通知書（労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。
- (6) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則3ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。
- (7) 受注者は、特殊勤務手当を支給している場合は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、作業終了後速やかに、指揮命令者に賃金台帳等の書類を提出しなければならない。

以上